

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

《地域における地域ケアプラザの役割》

地域ケアプラザは、地域の身近な相談機関として、地域ケアプラザへ寄せられたあらゆる層の人の相談を受け止めており、これらの相談を通して様々な個別課題を把握するとともに、日常業務や地域住民とのつながりを通して豊富な地域情報を把握しています。個別課題にとどまらず、地域住民の課題を把握し、課題解決に向けた活動を行うとともに、それらの活動をつないで、地域ケアプラザの各職種が連携し、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりを行うなど、地域支援の中核的な役割を担います。

地域ケアプラザの指定管理者として、様々な地域のニーズや地域の現状に対して、しっかりと向き合い、地域住民が主体となるまちづくりに関わる事で、子どもも障害のある方も高齢者も誰もがその人らしくこの地域で暮らし続けることが出来るように、見守り、支えあう仕組みを作っていくことを目指します。

この地域において、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針」の5つの柱を基本に戸塚区の取組でもある「介護予防」「生活支援」「住宅医療・介護連携」「認知症に対する取組」「高齢者の権利擁護」を重点に地域の関係機関と連携して地域の実情と特性に応じた地域づくりができるように支援していきます。とつかハートプラン及び大正地区別計画の推進に向け、地域の方々への周知、地域活動の創出・継続・発展に向けた取り組み、医療・福祉・介護だけではなく多種多様な社会資源と連携して取り組んでいきます。

大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、大正地区老人クラブ連合会、大正地区保健活動推進委員会はもちろん地域の企業や地域活動団体、小中学校などとも連携を行い、特に幼少期から地域とつながることができるように地域ケアプラザの周知、福祉教育にも力をいれていきます。障害者支援についても、イベント等を活用して交流を行うことができるよう関係性を深めていきます。地域福祉の拠点として、今まで培った経験、地域との信頼関係を生かして、地域の方々とともに活動し、関係機関と協力し合いながら充実した福祉保健サービスを提供していくことで、いつまでも健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

居宅介護支援事業所においては、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにケアプランを立案し、家族、地域の方々、各関係機関と連携を密に取りチームとして支援していきます。また、信頼に応えられるように他事業所では対応しきれない困難なケースの受け入れを積極的に行い、迅速に対応していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

<担当地域の特色>

高齢化率が高く、築年数の経過した集合住宅や戸建てが多い一方で、住宅地の開発が増えており若年層の増加が期待されます。交通の利便性はバスのみということで決して良いとは言えません。また、坂道も多く高齢化が進む中で外出に困難さが見られます。

福祉施設については、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能ホーム、訪問介護、訪問看護、通所介護等多くの福祉施設・事業所があります。

<地域の課題>

高齢化率の高い地域となっており、築年数の経過した集合住宅や戸建てがあり、地域エリアの特性や課題が様々で、高齢者単身、高齢者のみの世帯が年々増加しており、8050問題のケースも増加しています。また、地域との関わりが希薄化し世代を超えた交流や地域団体の担い手の裾野拡大が必要と考えます。また、認知症による理解力・判断力の低下した対象者への対応についても課題となっています。

<地域の課題の把握>

日頃の相談等の業務、運営協議会、大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会等の定例会、地域活動、地域ケア会議、協議体を活用し、地域の住民の声に耳を傾け広い視野で情報収集を行い、地域特性や課題の把握に努めていきます。

<地域の将来像への取り組み>

地域団体と協力して高齢者の見守り、支援を進め、高齢者の方々が集える場を作り、様々な行事によって、世代を超えた交流・仲間づくりを推進し、地域の魅力を最大限に発揮し、地域福祉力を向上させられるように取り組んでいきます。また、災害時には要援護者の避難支援を確実にできるよう取り組んでいきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域の特性や様々な課題解決に向けて、今まで築き上げたネットワークや地域との信頼関係を十分に活かして日常的に連携して対応していきます。大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会をはじめとする地域の団体と連携しながら、地域における様々な課題の解決に向けて情報を共有し、連携・支援していきます。

行政機関とは、個別ケース対応から区地域福祉保健計画（ハートプラン）の推進に向けて、戸塚区社会福祉協議会とより具体的な地域活動や課題を意識した連携や大正地区社会福祉協議会の理事会員として、より一層の連携と協力に取り組んでいきます。また、地域ケアプラザの2層生活支援コーディネーターは戸塚区社会福祉協議会の1層生活支援コーディネーターと連携して、地域における生活支援や地域活動についてのあり方を検討していきます。医療機関とは、対象者の情報共有や地域住民向けの健康講座や協力医による相談等、地域支援の協力をお願いしていきます。保育園、小学校、中学校の教育機関、障害者・高齢者施設、区民活動センターとはボランティアの受け入れ、イベント、

地域の運営協議会、運営推進会議等、相互に活動を理解しながら連携し取り組んでいきます。隣接する地域ケアプラザとは、深谷台地域運営協議会やサービスB活動団体、自治会協同事業等の地域活動における情報交換を行い適切な連携を図ります。子育て支援団体とは、多世代の地域づくりとして誰もが繋がることできるように地域ケアプラザの役割として連携を通して広めていきます。より開かれた地域ケアプラザとして、地域の方々に寄り添えるよう多様な主体と連携・協働しながら地域支援に取り組んでいきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<社会福祉法人聖母会 基本理念>

「愛と真理に基づき、最も困っている人々に手を差し伸べる」
援助を必要としている人々すべてに福祉活動を行ってきた創立の精神を保持し、時代の沿革の中で社会のニーズに応じてその使命を果たす。

<基本方針>

1. 基本理念に基づいた精神的基盤に立ち戻り「人間の尊厳」「いのちの大切さ」に視点を置いたサービスの向上に努める。
2. 地域関係機関や事業内チームの連携を大切にし、地域福祉の向上に努める。
3. 心のこもった温かいサービスを提供できる職員の育成。
4. 各事業体の健全な運営を図り、利用者に喜ばれ、職員の働きやすい環境を整える。

<事業実績>

明治31年10月 熊本にて救ハンセン病事業を始める。

昭和27年5月 社会福祉法の施行を受け、「社会福祉法人聖母会」認可。

北海道から奄美大島まで病院、児童養護施設、保育園、生活困難者相談事業、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所、訪問介護、訪問看護、地域包括支援センター等の事業を行っている。

<横浜市における事業実績>

昭和22年6月 横浜市戸塚区原宿にて「聖母の園養老院」認可。

現在、聖母の園では、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所事業、通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、訪問介護事業（介護予防を含む）、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、配食サービス事業を実施している。

昭和43年4月 横浜市戸塚区原宿にて「聖母の園保育園」開設。

平成11年10月 地域活動交流の場、福祉保健に関する相談・助言を行う在宅介護支援センターとして「横浜市原宿地域ケアプラザ」の運営を横浜市より委託される。

平成29年7月 福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する地域包括支援センターとして、「横浜市深谷俣野地域ケアプラザ」指定管理者の指定を受ける。

※戦後、戦災孤児等の保護養育のため養護施設・乳児院を横浜市山手町に開設。

（後の聖母愛児園。現在は他の社会福祉法人へ移管）

多種多様なニーズに対応できる人材育成に努め、長い歴史の中で積み重ねられた様々な経験を活かし、地域福祉事業を通じて地域の皆さまに貢献している。法人内研修により理念の浸透や施設職員間の交流を深め、法人外研修の積極的な参加により、意欲向上のある職員にとって働き甲斐があり、自分らしく、自己実現がしやすい環境整備に努めている。

居宅介護支援事業

(令和元年度実績)

施設名	年間延べ利用者数
聖母の丘（熊本県）	1,937
奄美の園（鹿児島県）	407
聖母の園（横浜市）	931
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	1,330
横浜市深谷俣野地域ケアプラザ（横浜市）	1,274
聖母ホーム（東京都）	860

通所介護事業

施設名	年間延べ利用者数	平均介護度
聖母の丘（熊本県）	6,053	1.8
奄美の園（鹿児島県）	4,847	2.1
聖母の園（横浜市）	8,147	2.3
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	10,681	2.6

認知症対応型通所介護事業

施設名	年間延べ利用者数	平均介護度
聖母の園（横浜市）	951	3.4
聖母ホーム（東京都）	2,393	2.5

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

＜令和2年度の予算執行状況(11月30日現在)＞

【収入】介護保険事業収入（63.1％）老人福祉事業収入（65.1％）児童福祉事業収入（64.3％）

保育事業収入（64.7％）医療事業収入（65.3％）

【支出】人件費支出（58.0％）事業費支出（61.3％）事務費（61.0％）

＜財務状況・経営基盤等＞

社会福祉法人聖母会の計算書類は我が国において一般的に公正妥当と認められる社会福祉法人会計基準に準拠しており、財産・収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められています。（独立監査人の監査報告書より）

法人税、消費税及び地方消費税について未納はなく、納税は速やかに行われています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

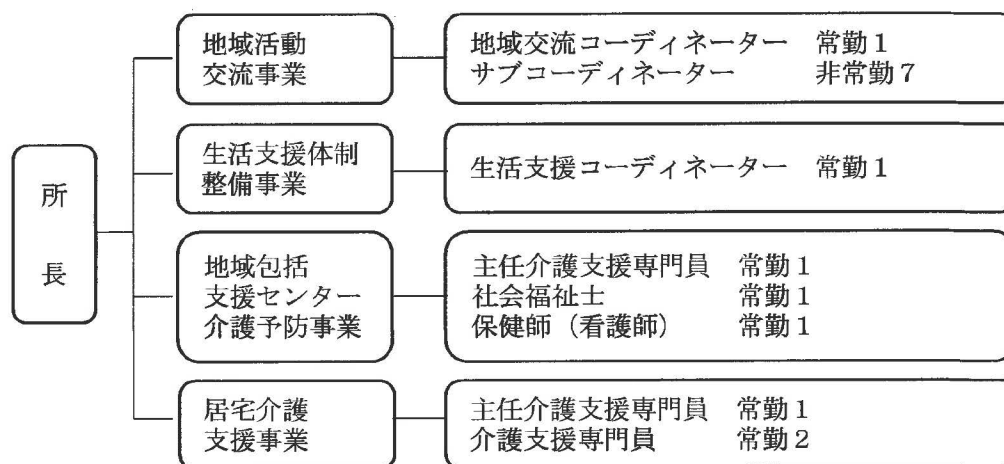
介護保険事業である居宅介護支援事業、地域包括支援センター介護予防事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められており、その基準を遵守するとともに、より円滑な事業遂行が可能となるように適切な人員配置を行い、人材育成に向けて、内外研修等も多く取り入れながらスキルアップを図り、働きやすい職場づくりを行うことで人材の確保に努めています。また、欠員が生じた場合には、ハローワーク、インターネット求人サイトなど様々な募集手段を通じて募集を行うとともに、同一法人施設内での人事異動も検討し、欠員期間が発生しないように努めています。

<勤務体制>

開所時間：原則 9 時～ 21 時。第三金曜日・年末年始は休館。

勤務体制：日勤と遅番のシフト制で、相談業務に支障がないよう午前・午後窓口当番を設け、円滑な運営に努めています。

<必要な職員の確保、配置>



(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

年間研修計画に基づき、法人研修及び聖母の園、横浜市原宿地域ケアプラザとの合同研修、職場内研修を実施すると共に、必要な外部研修にも業務と位置付けて参加していきます。常勤職員、非常勤職員に関わらず、職員の能力・経験等に合わせた研修に参加できるようにします。研修参加者には、報告書の提出及び職員会議等で伝達研修を行い、職場全体のスキルアップを目指します（欠席者には書面で周知）。また、業務上必要な法定研修等は業務とし、研修参加費、交通費等はすべて施設負担とすることで、人材の育成・確保ができる体制としています。さらに、資格取得後は給与に反映し、個々のモチベーションアップにつながるよう工夫しています。

新職員に対しては、入職時個別にオリエンテーションを実施し、新職員対象の合同オリエンテーションを年 2 回（4 月と 10 月）実施しています。このオリエンテーションでは、基本理念や基本方針、施設の役割等について全職員に周知し、仕事のやりがいや業務の基本の心得を身につけてもらいます。

職員が社会人としての基本的なマナーを身につけるよう、挨拶や丁寧な言葉遣い、名札の着用や適切な服装、電話での氏名を名乗る指導を徹底しています。

<研修計画>

身体拘束防止・虐待防止・個人情報保護	年 2 回
認知症の理解と対応	年 1 回
腰痛予防	年 1 回
食中毒・感染症の対応	年 1 回
緊急時の対応（A E D講習）	年 1 回
防災・避難訓練	年 2 回
事故防止・リスクマネジメント	年 2 回
ターミナルケア（精神的ケア）	年 1 回
メンタルヘルス	年 1 回

※研修は年間計画を立てて実施し、合同研修に関しては職員が参加しやすいよう勤務時間終了後に実施しています。また、研修時間は勤務時間の対象としています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

基本協定書に基づき、業者委託にて定期清掃・施設管理業務を行い、施設の快適な環境維持管理に努めます。

また、建築物や建築設備等の破損または汚損に対する予防保全に努めるとともに、建築基準法第 12 条点検に基づき、施設管理者点検（簡易点検）の実施により経年劣化状態を判断し、区と協議の上、利用者の安全を第一に考えた上で速やかに回復または保全措置を行います。

物品等については、Ⅰ種物品管理簿（横浜市所有物品）・Ⅱ種物品管理簿、固定資産物品台帳、物品管理シール等により適切な管理を行い、横浜市所有物品を廃棄する際は、物品返納等処理票にて区へ報告を行います。

植栽管理については、地域のボランティアの協力を得ながら職員と一緒に除草作業を実施し、良好な景観を保持します。

感染症対策については、感染症対策マニュアルに基づいてインフルエンザ、ノロウイルスの対策チェックを行うとともに、新型コロナウイルスの対策についても聖母の園・横浜市原宿地域ケアプラザと合同で感染症対策委員会を月 1 回実施し、感染症対策に対する意識向上に努めていきます。

<施設の維持管理・保守（各種法定点検等）>

○定期清掃	月 1 回	○消防設備保守	年 2 回
○窓ガラス清掃	年 6 回	○空気調和等関連機器保守	年 4 回
○機械警備	通年	○冷暖房機器関係保守	年 2 回
○排水管清掃	年 1 回	○害虫駆除	年 1 回
○エレベーター保守	月 1 回	○非常用照明設備	年 1 回
○自動ドア保守	年 4 回	○ポータブル小型発電機保守	適時
○植栽保守	随時	○建築物防火設備点検	年 1 回

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

<事件事故の防止体制>

法人作成の事故対応マニュアルを職員に周知徹底し、事故防止に努めるとともに、緊急時に備え全職員に「緊急連絡網」を整備していきます。また、職場研修として、事故防止・リスクマネジメント研修を聖母の園・横浜市原宿地域ケアプラザと合同で行い、情報を共有することで事故防止意識を高めていきます。

<日頃からの対応>

事故発生時の対応について、マニュアルに基づき適切な対応を行うとともに、その日のうちに関係者で事故原因と対策を検討し再発防止に努めていきます。事故発生状況に応じて、各行政機関への報告を迅速に行い指示に基づき適切に対応していきます。

<災害・防犯への取り組み>

日常の館内外の巡回や点検を行い、夜間不在時は機械警備により犯罪や事故防止に努めていきます。ケアプラザ所有の鍵は、管理責任者を所長として適切な管理に努めます。事故、災害発生時には、迅速な対応を図るとともに、関係者及び行政機関、警察、消防署等に対してその旨を報告し指示に従います。今だに後を絶たない振り込み詐欺等の犯罪について、警察と連携し詐欺防止のPRを行っています。

(3) 災害に対する取組について

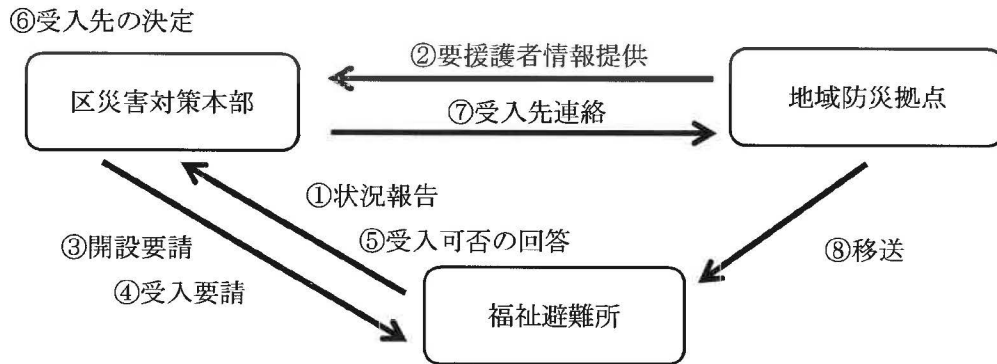
ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<福祉避難所開設の流れ>

- ①利用者・職員の安全確保、職員の参集
 - ・開館時：利用者の安全確保、利用者数・負傷者の有無確認
 - ・閉館時：災害対策マニュアルに基づき所長等関係職員の参集
- ②地域全体の被害状況及び施設の被害状況の確認
 - ・地域・施設の建物の被害状況の確認
 - ・通信手段・電気、ガス、水道の状況確認
- ③区災害対策本部・法人本部・聖母の園、横浜市原宿地域ケアプラザへの報告
 - ・確認した項目を区本部、各施設に報告し、各施設の被害状況を確認
 - ・福祉避難所の開設可否報告
- ④福祉避難所開設準備
 - ・ケアプラザ災害対策本部の立ち上げ
 - ・受入場所や職員控室の確保、福祉避難所レイアウトの作成
 - ・災害備蓄物資の確認、職員参集状況及び役割分担の確認
 - ・地域への周知（福祉避難所開設及び通常業務としての貸室の休止）
 - ・職員参集状況を踏まえ、区本部と受入可能人数の調整

＜福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ＞



「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づいて開設準備を行い、区本部の要請にいち早く要援護者の受入体制を整えることができるように、備蓄物資や発電機動作確認等を職員間で共有し災害に備えます。また、横浜市戸塚区災害時専用携帯電話も常設し、区本部からの要請に備えていきます。事前準備として、横浜市より支給される備蓄物資の管理及び更新手続きを行い、年に1回職員会議にて保管場所や発電機の使用方法的の確認を行います。原則、震度5以上の地震等の災害時には職員や家族の安全が確認された後、ケアプラザに駆け付けるように周知し、緊急連絡網を作成し全職員に配布しています。

ボランティアについては、区本部や区ボランティアセンターと連携、情報共有しながら円滑に受け入れを行っていきます。「災害時こころのケアハンドブック」を用いて、被災者や支援者のこころのケアについても配慮していきます。

福祉避難所緊急通行車両の登録を行い、要援護者の移送等についても協力します。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

防災については、マニュアルに基づいて防災・避難訓練を年2回実施し、職員に対しては初期消火に対応できるように消火器訓練も実施します。

災害時は、福祉避難所開設マニュアルに基づいて福祉避難所を開設します。また、施設において防災委員を任命し、年1回以上、災害時応急備蓄物資の点検（補充・廃棄）、災害時の役割分担の確認を行います。

近年発生している大型台風（風水害）について、速やかに情報収集をし、一人暮らし高齢者、高齢者世帯への注意喚起を行います。

震災については、「横浜市内一斉被災状況訓練」等も行い、震災への意識を高めていきます。貸館利用者には、書面と口頭で避難経路と災害時の対応を説明するとともに館内各部屋に掲示し、安心してご利用頂けるように努めています。また、法人の「非常災害時相互応援規則」に基づき、事業所が被災した場合、被災した事業所の要請に応じて、各事業所が復旧に必要な人的及び物的な応援など総合的な援助を行います。



【消火器訓練】

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<施設利用について>

「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づき、各部屋に「ご利用案内」「貸館の予約について」を掲示し周知します。申し込みについて、抽選が必要な場合には厳正なる抽選により決定し、空き室については、館内掲示、広報紙やホームページに掲載して公平にご利用して頂けるように努めていきます。

<自主事業の申込について>

広報紙やホームページに掲載しますが、広報紙が回覧板でまわる時期を考慮して、申込開始日を記載するなどの工夫をし、公平にご利用して頂けるように努めていきます。

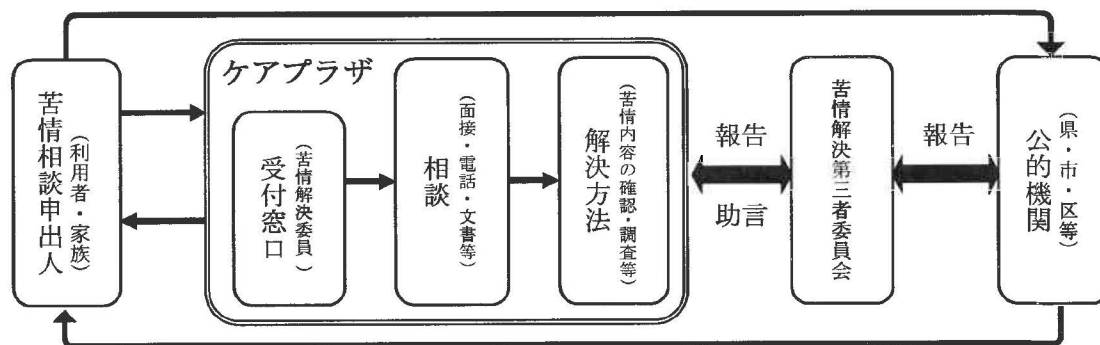
<介護保険サービスについて>

地域包括支援センター事業や居宅介護支援事業における介護予防ケアマネジメントやケアプラン作成の委託、介護保険サービス事業所等を紹介する際には、ハートページや事業所一覧等の事業所を紹介する為に2種類以上の資料を提示・説明し、できる限り利用者、家族の方に事業所を選択して頂けるようにしていきます。また、特定の事業所に偏らないように紹介した事業所を記録するとともに、年1回利用者アンケートを実施し、利用者からのご意見を頂くようにしていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

苦情解決責任者（所長）、苦情受付担当者（事務所職員）、第三者委員（民生児童委員、利用者代表）を置き、苦情を受け付けた際には苦情対応マニュアルに基づいて誠意ある対応をして苦情解決に取り組みます。また、公的機関において苦情申し立てができる旨を説明し、「横浜市福祉調整委員会」「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」等の連絡先を案内します。



苦情解決第三者委員会を3月第4月曜日に定期開催し、苦情内容の報告及び助言を頂き、その他必要に応じて臨時会議を開催致します。

ホームページや館内設置のご意見箱、貸館利用者には部屋利用チェック表で日常の利用者の要望や苦情等を受け付けるとともに、地域活動参加時も常に要望等を聞き入れるよう努めていきます。

運営協議会（年2回）、第三者評価受審、区役所による事業実績評価等を通して関係者の意見や要望をケアプラザの運営に活かしていきます。

利用者のニーズ把握については、年1回以上全部署でアンケート調査を行い、課題を抽出して改善策

を検討・実施し、振り返りも含めて、館内掲示等で公表します。また、アンケート調査の内容、課題、改善策は苦情解決第三者委員にて報告し助言を求めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

法人の「個人情報に関する基本規則」「個人情報取り扱い規則」を基に、個人情報及び文書等の管理を徹底し、関係者には「個人情報に関する誓約書（職員用）（ボランティア用）」「職員の個人情報に関する同意書」等の書類提出を義務付けて、個人情報漏洩防止に努めていきます。

＜個人情報保護のための具体的取組＞

職員教育について、全職員を対象に個人情報保護研修を年1回実施し、職員全員が常に緊張感を持ち、個人情報を取り扱うようにします。

郵送物等で個人情報を取り扱う際は、宛先や郵送物を職員2名で確認することや、FAXの際は、送信する書類に個人を特定できる箇所が削除されているか、送信先の番号を入力する際には、送信先のFAX番号が確認できるもの（名刺やパンフレット等）を職員2名で照らし合わせて送信する等具体的なルールを設けて、個人情報漏洩防止に努めていきます。

パソコンのデータについては、ウイルス対策ソフトを導入し常に最新のデータベースを更新し、外部からの不正アクセスに対してもセキュリティー対策を行います。また、退勤時には鍵付きの書庫に保管することを職員に義務付け盗難防止に努めるとともに、起動時にはパスワード入力が必要とするなど盗難時の被害を最小限にします。事業所内でも個人情報データをUSBに保存する事を禁止し、全てのデータはサーバで管理していきます。その他、パソコンを廃棄する時はハードディスクを当事業所で破壊してから廃棄します。

情報公開については、ホームページ、施設の窓口、掲示板、広報紙等で運営状況の情報を公開し、広報紙は隔月で、町内会自治会の回覧、その他学校、医療機関、近隣ケアプラザ、区役所、区社会福祉協議会、地区センター、区民活動センター等への配布、大正地区東西民生児童委員、老人クラブ、地域の福祉保健活動団体等や希望者に郵送します。また、事業計画書（予算書を含む）、事業報告書（決算書を含む）を受付に置き、いつでも自由に閲覧できるようにし、ホームページにも掲載します。介護保険事業の介護サービス情報の公表制度に基づき、居宅介護支援のサービス内容や事業所の運営状況について、指定機関を通じてインターネット上で公表します。その他、法人が所有する情報について文書の開示の申出を受けた際は、法人の「情報公表規程」に則り適切に対応します。

人権尊重への取組については、外部研修への参加や職員会議において「横浜市人権施策基本方針」の4つの基本姿勢に基づき人権についての研修機会を設け、職員の人権に関する意識を高めます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

ゴミの分別収集（リサイクル）、パソコンのデータ管理による紙の使用量削減（リデュース）、コピー用紙の裏面再利用（リユース）、節水、節電、冷房及び暖房の適正温度設定、車の使用を控える為に電動自転車を活用する等環境に配慮した取り組みを行います。なお、電力について深谷侯野地域ケアプラザはLED照明が設置されているので、節電の取り組みを行うことで使用電力の削減を行います。

す。

物品購入、施設整備等にかかる発注先については、横浜市の有資格者名簿（物品・委託等）等を参考に市内中小企業からも相見積もりをとる配慮を行います。

横浜市男女共同参画推進については、横浜市男女共同参画推進の基本理念に基づき、短時間勤務での雇用や働き方改革の推進、法人におけるハラスメント窓口相談者を設ける等、誰もが働きやすい環境の整備を行っています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<令和1年度施設利用者数>

総合相談	総合相談：1513人（窓口409件・電話807件・訪問297件）		
施設利用者	開館日数：348日	年間延利用人数：4610人	（1日平均13人）
自主事業	開催数：93回	年間延利用者数：1520人	
ケアプラン	年間延利用者数：1274名	月平均利用者数：95人	
予防ケアプラン	年間延利用者数：2256名	月平均利用者数：188人	

※施設については、コロナ禍において行政の指導に従い、感染予防対策を徹底し制限された人数の中でも、地域の方が安心して利用できるように努めます。

<具体的な取り組み>

① 施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法

- ・施設利用や新規を含む団体登録等の事務手続きや相談が滞りなくできるよう、貸館窓口担当者は研修を受け、担当者間において情報の共有を密に行います。
- ・新規登録団体を増やすために、自主事業等で利用された方を対象に、既存団体の活動内容や団体結成の経緯などの紹介をしていきます。
- ・団体の活動日程については、既存の活動団体の予約の傾向をお知らせし、取得しやすい日程をお勧めするなどして稼働率の偏りを小さくするよう努めていきます。
- ・福祉保健活動や地域に有益な活動をされている団体には部屋利用において優先的予約などの配慮を致します。
- ・団体の予約希望日時が重なることもあるため、電話での仮予約より、来館での予約を優先しています。それでも重なってしまう場合には抽選を行います。
- ・団体同士の交流の機会をもうけ、顔の見える関係作りを支援していきます。
- ・夜間の稼働率が低いいため、夜間であれば予約が取りやすいことを周知しながら、夜間利用に適している団体活動のマッチングに努めます。
- ・災害時の避難経路や避難マニュアル等の掲示や定期的な口頭でのご説明をすることで地域の皆様に安心してご利用いただけるよう努めます。

② 利用者のための有益な情報提供を行う方法

- ・地域の方のニーズに応じた自主事業を開催し、事業内容は広報紙「ふう～ま通信」に掲載する他、分かりやすいチラシを作成し、町内会や自治会の掲示板や回覧板を活用し周知します。

- ・ホームページを見やすく、必要とされる情報を得やすいように整え、より迅速な更新を行うことで、利用促進を図っていきます。
- ・利用団体に向けて、3ヶ月ごとの予約状況を館内掲示とホームページで公開し毎週更新します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

＜具体的な取り組み＞

① 高齢者分野の情報提供について

- ・介護保険等、福祉制度や行政サービスについては、制度や情報を把握し窓口相談や地域のサロンなどを活用して情報提供を行います。
- ・介護予防や人生会議（ACP）、認知症等については、自主事業やシルバークラブ、地域活動団体等への訪問で、老後の不安を安心に変えられるような啓発を行います。

② 子ども分野の情報提供について

- ・子育て支援拠点や主任児童員等、子育て関係のネットワークの中で「親子の場づくり・仲間づくり」に関する情報を把握し、チラシやホームページで情報提供をします。
- ・深谷台地域運営協議会へ参加する学校長やキッズクラブとの連携を深め、情報交換や情報共有を行い、子供向け自主事業の開催及び事業の情報提供を行います。

③ 障害分野等の情報提供について

- ・障害制度や障害施設については、情報を把握して窓口等で情報提供する他「基幹支援相談センター」や「生活支援センター」「後見的支援センター」等、専門職が対応する窓口を案内します。
- ・ボランティアや家族会で行われている地域の「障害学習会」や「余暇事業」等の情報提供をします。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

＜ケアプラザ内の事業担当・事業内容＞

地域交流事業	貸館・自主事業・子育て・障害関係等
生活支援体制整備事業	社会資源の把握・地域活動の創出、継続、発展等
地域包括支援センター	総合相談・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント・ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
居宅支援事業	要支援、要介護者マネジメント

※ケアプラザでは、個別ケース支援から様々な地域活動支援に至るまで、各事業担当者間で日常的に緊密な連携と情報共有を行います。

＜具体的な取り組み＞

① 各事業部門の連携方法

- ・各町内会自治会の行事やケアプラザ内の事業部門の年間予定表を作成して共有し、地域への訪問や事業所内の会議、事業の開催時等で活用します。
- ・総合相談で把握した個別課題について、必要に応じて課題解決のために他の部門に引き継ぎます。
- ・各部門が把握した地域の情報は、ケアプラザ会議（月1回）・5職種会議（月1回）・3職種会議

(月1回)・居宅会議(週1回)等で、情報共有を行います。

② 関連施設との連携

- ・同じ連合町内会にある「原宿地域ケアプラザ」とは、地区社協役員会やとつかハートプラン地区別計画で、共に地域の担当者と意見交換や情報共有を行い、地域との信頼関係の構築や地域活動活性化の推進に努めていきます。
- ・「原宿地域ケアプラザ」とは、地域課題や地域住民のニーズに繋がる情報について共有し、情報の整理・集約をした情報紙を協働で作成します。
- ・「地区センター」「深谷小コミュニティハウス」「近隣ケアプラザ」「子育て関連施設」とは、催し物の協働開催を行う他、お互いの施設の活動開催内容や日程も広く住民に周知し、住民が幅広く様々な事業に社会参加できるよう情報交換を行い、活動できる環境を整えて行きます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

※担当エリアの地域像をつかみ、その課題やニーズに合わせたコーディネートをするのが地域ケアプラザの役割だと考えます。

地域の関連団体・機関、地域の役割や機能・取り組みをよく理解し、年間行事や定例会などで意見交換や情報共有をする機会を持ち、地域の方々の課題や福祉保健活動のニーズを見出した時には、このネットワークを駆使し地域に適した支援を目指し、協働して行けるよう連携を保ちます。

<現在のネットワーク>

地域全般	
大正連合町内会自治会	大正地区社会福祉協議会
大正地区東西民生委員児童委員協議会	大正地区センター
大正地区保健活動推進員会	NPO 法人いこいの家夢みん
深谷小学校コミュニティハウス	横浜薬科大学
NPO 法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区社会福祉協議会

※それぞれの定例会や行事、ケアプラザの行事への参加依頼等、様々な場面を通して連携や協働を行いネットワークの構築を図ります。

障害児・者	
社会福祉法人クローバー	就労継続支援事業所 工房いなほ
後見の支援センター戸塚エコー	戸塚区基幹相談支援センター
戸塚区生活支援センター	フリースペース ぽぽら
ぐるーぷ・ちえのわ	スポーツクラブ ハピスポ
ケアプラザ利用の障害支援団体	

※障害児・者に関する専門的な相談をつなげる他、余暇支援、学習会等の活動の参加協力や情報共有等を通してネットワークを構築します。

子育て	
おやこの広場ぽっぽの家	つどいの広場きらきら
俣野公園プレイパーク	大正地区青少年指導員協議会
近隣保育園や小・中学校	放課後キッズクラブ
戸塚図書館	戸塚区地域子育て支援拠点 とっとの芽
NPO 法人こまちぶらす	大正地区主任児童委員

※家族形態が多様化している中で、子育て世代の家庭ニーズを共有し、交流場所設定や事業を協働で行う等連携しネットワークを構築します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

< 令和2年度 戸塚区 運営方針 >

I 基本目標

こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか

II 目標達成に向けた施策

- * 人と人がつながるまちづくり
- * 安全・安心を実感できるまちづくり
- * 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり
- * 活気に満ちた魅力と豊かな自然あふれるまちづくり

(令和2年度 戸塚区運営方針 参照)

※目標達成のため、日常業務や各事業において必要な情報や課題等を円滑に共有できるように区役所の地区担当者との情報共有を密に行い連携を深めます。

< 具体的な取り組み >

① 人と人がつながるまちづくり

- ・自治会や町内会の他、NPO法人や社会福祉法人、民間企業や大学等多様な社会資源と連携を深め、協働しながら地域の魅力アップや課題に取り組めるよう「地域ケア会議」や自主事業等を開催します。

② 安全・安心を実感できるまちづくり

- ・災害時の「福祉拠点」として、災害時の職員参集方法・備蓄品のリストづくり・管理等を行い、災害時の受け入れ態勢を整えます。
- ・新型コロナウイルスを含む感染症や防犯等、予防対策や対応について広報紙やホームページで発信していきます。

③ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ・子どもたちが健やかに育ち、高齢者や障害者が孤立せず安心して過ごせるように、地域で「交流・見守り・居場所」等の充実が図れるように、地域や関係機関と連携して進めていきます。
- ・幅広い世代への健康づくりのために、コロナ禍の中でも対応できる様、気軽に参加できる屋外での健康づくりの場を提案していきます。

④ 活気に満ちた魅力と豊かな自然あふれるまちづくり

- ・自然が多く残る大きな公園で子供たちが遊び、高齢者が散歩をしており、遊水地ではカワセミや景色の撮影、農作用地を借りて家庭菜園をしている人も多く、地域の魅力であり社会参加できる場所として情報発信して行きます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

< とつかハートプラン >

基本理念

誰もが安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現

基本目標

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 支えあいと助けあいのあるまち | 2 みんながふれあう場のあるまち |
| 3 安心・安全、人にやさしいまち | 4 いつまでも元気で健やかに暮らせるまち |
- （第3期 とつかハートプラン 参照）

< 大正地区ハートプラン >

キャッチフレーズ : 「ありがとう」「お互いさま」が合言葉
つながって、幸せを分かち合うまち大正
～ 地域活動を継続・発展させ、地域の魅力を高めよう ～

※区と地区のハートプラン策定、推進に関して、戸塚区役所、戸塚区社会福祉協議会、地区内の原宿地域ケアプラザと共にそれぞれの役割を担い協働して参ります。

< 具体的な取り組み >

① 地域連携チームとの連携

- ・大正地区社会福祉協議会の定例会や深谷台地域運営協議会等に参加し、地域情報や課題の共有、課題解決に向けて取り組みます。
- ・地域から得る様々な地域情報について、情報共有や情報交換を行います。
- ・ケアプラザで開催するケアプラザまつりで、簡単な意識調査やリーフレット・啓発用品の配布等で「ハートプラン」の周知を行います。

② 地域との連携

- ・区計画、地区別計画共に第4期計画策定について地域連携チームのメンバーとして、策定の支援に努めて参ります。
- ・大正地区ハートプランに掲げられている「みんなで取り組む健康づくり」「多彩な地域交流」「安心のあるまちづくり」「守ろう！安全」への取り組みを支援します。
- ・地域のお祭りや、防災訓練、ケアプラザ祭り、その他イベントへの相互参加協働により、さらに地域との関連を深められるよう取り組みます。
- ・高齢者支援・子育て・障害者に関する様々な事業や情報を発信し、地域の意見を受け止め関係機関や区と連携して対応します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化に向けてどのように取り組むのか、具体的に記載してください。

目指すべき地域像

「誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることが出来るように・・・」
趣味や福祉保健活動を通し地域の仲間づくりを支援して行きます。

<具体的な取り組み>

① 高齢者の分野

- ・いつまでも健康で過ごせるように、誰でも参加でき閉じこもりを防ぎ、高齢者が興味や関心を持ち、また、自らスタッフとして参加する介護予防事業や健康づくり事業の普及に取り組みます。

ふかやまたのカフェ	中途障害や認知症の方がスタッフとして役割を持ち参加する他、多世代交流の場として誰でも参加できる居場所として開催する。
うたのひろば	開催前にスタッフが複数回の打ち合わせを経て、準備を行い開催する。
けん玉倶楽部 球翔	カフェボランティアから自主化した事業で、けん玉を通して介護予防や他者との交流を目的とし開催する



【 球翔 】

② 子どもの分野

- ・妊娠期や出産後に親が孤立しないよう、地域の子育て団体や施設の情報提供を行い、父親も自信を持って子育てができ、父親同士の横のつながりを築く事ができる父親育児支援講座を開催します。
- ・小学校・中学校での福祉教育も展開し、多様な人との交流や体験が得られるような事業を行います。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、定員制限がかかる可能性も多いため、公園などで、外遊びの企画を推進して行きます。

ぽかぽか	未就園児と保護者のほか地域の誰でも立ち寄れ、専門職に相談できる場の提供。（自由遊び・手遊び・保育士による読み聞かせ・工作等）
0歳からの絵本講座	戸塚図書館が行う「区の地域性に応じた読書活動の推進」に合わせて、0歳からの絵本講座の開催と同コーナーの整備。
父親育児講座	NPO 法人父親育児普及協会から派遣される講師による「父親も自信をもって育児に参画するための手法」講座。
キッズ講座	小学生向けに、税理士や福祉関係者等が講師となり、生活や福祉に関して関心を持つきっかけとする講座。来館する機会がない子供たちにケアプラザの役割を周知。



【ぽかぽか】



【絵本コーナー】



【父親育児講座】

③ 障害の分野

- ・障害のある方が地域で自分らしく暮らしていくために、地域の誰もが障害を理解できるよう地域に向けての普及啓発に取り組みます。
- ・当事者の困りごとを受けとめ、支援機関につなぐ役割を担うため、支援機関の役割や機能についての理解を深め関係構築を図ります。

大正プロジェクト	障害児の余暇支援、保護者のレスパイト、地域のボランティア活動の場の提供（ストレッチ等の軽い運動、風船バレー・トランプ・しりとり等）
障害を正しく理解するための学習会	障害児・者に関係のある方の勉強会、地域の方への普及啓発（保護者の座談会、将来へ向けての施設紹介、地域の障害当事者・家族へ向けての講演会）
あったまり場	ひきこもりがちな方のための外出機会の場の提供（参加者の希望によるが自由な会話を主とする）



【大正プロジェクト】

④ 自主活動化に向けて

- ・自主事業は、地域の課題解決や活性化に向けて企画運営しています。介護予防を目的とした事業については、参加者で団体を運営できるように、必要に応じて自主活動グループの立ち上げに向けての支援を行います。
- ・障害関連事業については、当事者の自主運営が困難な場合、ケアプラザの事業として継続的に実施していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

今年度は、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言での貸室停止や、団体の利用控えにより貸館の利用率が大幅に減少していますが、昨年度までは、身近に活動ができる場所として地域に認知され、緊急事態宣言前までは、貸館利用率は順調に増加しています。

令和1年度 施設登録団体数	43 団体
令和1年度 新規申し込み団体数	3 団体

<利用率の推移>

貸 室	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (12月現在)
多目的ホール	15%	33%	34%	31%
調理室	1%	3%	11%	0.4%
地域ケアルーム	4%	10%	15%	16%
ボランティアルーム	13%	21%	21%	17%
総利用人数(人)	3,009	5,121	4,610	1,957

<具体的な取り組み>

① 新規の団体登録申請

- ・施設利用マニュアルで登録の方法や予約方法についてもわかりやすく説明します。登録団体向け説明会や空き情報の提示やホームページでの情報発信を行います。

② 福祉保健活動団体以外の登録

- ・なるべく福祉保健活動に参加してもらえるよう、ボランティア情報や地域貢献活動等の情報提供を行い、地域における福祉保健活動に携わる方がさらに増えるように、積極的な働きかけを行っています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<ボランティア登録数> (令和1年3月)

ボランティア登録数	<主な活動>
16人	楽器演奏・歌・けん玉・手品・折り紙・将棋 読み聞かせ・カフェ・子育てサロン見守り

※深谷俣野地域ケアプラザで登録しているボランティアの多くが高齢者の方です。

高齢の方々の閉じこもり防止と健康の維持、社会参加のために定期的な外出の機会は重要です。

ケアプラザとして、ボランティア希望者の発掘や育成、活動の場へのコーディネートを行います。

<具体的な取り組み>

① ボランティア登録

- ・ボランティア活動を希望する方の登録や登録団体の活動の場の提供等、ボランティア活動の支援に努めます。
- ・シニアボランティア登録研修会を実施し「よこはまシニアボランティアポイント」を推進します。

② 育成とコーディネート

- ・どのようなボランティアが必要とされているか地域のニーズを発掘するための情報収集を行います。
- ・コロナ禍において、生活のベクトルがより小さな地域や家庭に向いてきていることも鑑み、自主事業でボランティア養成講座を開催し、ケアプラザの子育てサロンや精神障害者活動支援事業での活動の他、地域行事でも活動できるよう自治会等の地域団体へコーディネートします。
- ・ボランティア活動の情報共有とボランティア同士の交流の機会として、ボランティア交流会を定期

的に開催し、ネットワーク構築に取り組みます。

- ・継続したボランティア活動を支援するために、相談に応じたりスキルアップ講座を開催します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<具体的な取り組み>

① 福祉保健活動団体や人材等の情報収集

- ・大正地区内にある原宿地域ケアプラザの生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーターと定期的に集まり地域活動団体や人材についての情報交換をします。
- ・ケアプラザの受付窓口で、福祉保健活動の登録団体の対応を担当しているサブコーディネーターは、直接話す機会が多いため、団体や人材についての情報も多く得ています。収集した情報はカテゴリーに分けて社内メールなどで共有し、関係職員が必要な際に取り出せるようにします。
- ・地域包括支援センターの職員から、地域貢献ができる専門職等の情報提供を受けます。
- ・町内会や自治会、民児協との連携の中、人材の把握に努めています。

② 情報提供について

- ・ケアプラザを利用している福祉保健活動団体についての地域への情報提供は年6回偶数月に発行している広報紙、ホームページに掲載する他、館内に掲示していきます。
- ・活動団体が行う事業周知のため情報提供を行い、円滑な事業の実施のための後方支援を行います。
- ・ケアプラザで事業を実施する際にも、把握した団体や人材の情報を活用します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

横浜市 生活支援体制整備事業の目的

高齢者自身ができることは自分で行いつつも、日常生活に必要な支援が受けられ、社会の中で居場所や役割を持って生き活きとした生活を送ることができるように、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な生活やサービスが得られる地域づくりを推進します。

(横浜市 生活支援体制整備事業 手引き 参照)

※生活支援コーディネーターは、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な支援主体が、連携、協働する場（協議体等）を通じて、共通の目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせて、「交流・居場所」「見守り・つながり」「生活支援」などの必要な生活支援の活動、サービスの創出・持続・発展させる取組を支援する役割を持ちます。



出典：厚生労働省

＜具体的な取り組み＞

① アセスメントシートの作成

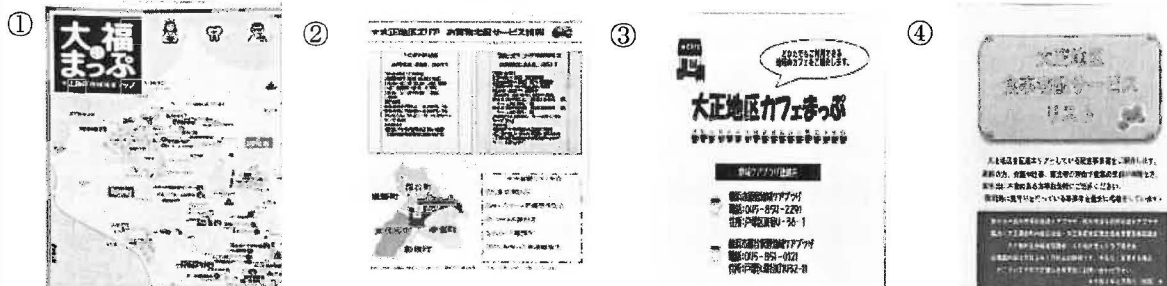
- ・担当地域の地域特性や地域課題等のニーズを把握するために、人口構成や社会資源、区や区社協、ケアプラザ等が把握している情報を基に町別の地域アセスメントシートを作成します。

② 高齢者の生活上のニーズ把握

- ・大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、保健活動推進委員等の各委員会や地域団体、施設等が開催する行事や活動への参加や各自治会町内会に足を運び、住民の方から地域の様子や困りごとをお聞きします。
- ・地域の掲示板等から地域の関心ごとを把握します。

③ ニーズの把握・分析と活用

- ・得られた地域情報に、ケアプラザの専門職が把握している情報を加味し、5職種会議で分析した結果を地域支援計画や自主事業計画等に反映します。
- ・地域課題や地域住民のニーズに繋がる情報については、情報の整理・集約をした情報紙を作成し、発信をしています。今後も新しい情報紙の作成や更新を行います。



① 大正地区地域福祉マップ「大福まっぷ」 ② 大正地区お買物宅配サービス情報
③ 大正地区カフェマップ ④ 大正地区食事宅配サービスリスト

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<具体的な取り組み>

① 多様な主体による活動やサービス、社会資源の把握

- ・エリアの中にあり区内で唯一「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」を運営する2カ所のNPO法人の他、大学、社会福祉法人、病院、小売店、金融機関等への訪問で、活動内容や地域貢献に関する意向等を確認して社会資源の把握に努めます。
- ・地域包括支援センター3職種、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、それぞれの活動の中で得た地域情報を共有します。
- ・地域の状況を把握するため「横浜市地域活動サービス データベースシステム Ayamu」を活用して、生活支援の様々なサービス情報を集約し地域に還元していきます。

② 多様な主体による活動やサービス、社会資源の分析

- ・多様な主体で行われている地域活動や取組と、地域包括ケアシステムに向けた戸塚区行動指針やハートプラン地区別計画の目標を照らし合わせ、現状を活動団体や関係機関等と連携しながら分析して、活動の傾向や社会資源の創出につなげていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

目指すべき地域像（2025年に向けた目標）

- ・高齢者自身が介護保険等の公的サービスだけではなく、地域でのたすけあい・支え合いの中で困りごとを解決できています。
- ・支援を必要とする人が自ら支援を求めることができ、地域で支援を必要とする人や日常生活のちょっとした困りごとの把握ができています。
- ・誰もが自分のできる範囲で誰かの役に立つことができています。
- ・地域住民や関係機関が連携し、横断的なネットワークが形成され、重層的な支援が提供されています。

（横浜市型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針（生活支援）参照）

「地域包括ケアシステム」と「とつかハートプラン」の関係

	対象者	期 間	目 的
地域包括ケアシステム	高齢者	2025年を目途に構築 （3年毎に見直し）	高齢者がいつまでも地域で自分らしい生活を送ることができる体制づくり
とつかハートプラン	全ての世代	永続的 （5年毎に見直し）	誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現

地域包括ケアシステムの目的を実現することが、とつかハートプランの目的の実現にもつながると言う意味で、目指すべく姿は同一と考えます。

（横浜市型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針 参照）

<具体的な取り組み>

① 地域像の共有

- ・大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員会協議会、大正地区社会福祉協議会の定例会や

地域活動へ参加し、地域や団体ごとに捉えている地域像や課題の把握に努めます。

- ・地域住民との目指すべき地域像の共有、協議の場の設置については、協議体単体での開催以外にも地域ケア会議との合同開催や行政機関、ケアプラザの専門職等と連携し、時間を掛けながら地域のペースに合わせて柔軟に運営します。
- ・山坂のある住宅地で「坂道調査」として、坂の角度を測り住民から生活状況を聞き取りながら地域の課題を共有します。



【坂道調査】

② 協議体の開催

- ・NPO法人やボランティア団体、大学、病院、小売店、金融機関等、地域の多様な主体が連携し、共通の課題や地域のニーズを把握して、必要な生活支援やサービスの創出等につなげる場を設定します。
- ・地域の課題解決に向けて多様な主体と連携しながら、必要ニーズに合わせて解決されるその取り組みを支援していきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

<具体的な取り組み>

① サービスの創出

- ・地域アセスメントで得られた地域の特性や地域、団体ごとのニーズ、目指す地域像の一致がされるよう協議体を重ねていきます。
- ・目指す地域像に合わせて、助成金等の制度紹介や類似の活動団体の情報提供、創出にむけてのイメージが持てるような見学会の開催等を行います。

② サービスの継続、発展

- ・訪問等を通して、活動団体の思いを共有し、運営に関する具体的な対策（広報の仕方や担い手募集、他の地域資源との連携等）を一緒に考え、解決できるように進めます。

③ 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）活動団体への支援

- ・横浜市では、ボランティアを始めとした地域住民が要支援者等に向けて介護予防・生活支援の活動（一定基準あり）を行った場合、活動に係る費用に対して補助金を交付しています。

（通所型支援・訪問型支援・配食支援・見守り支援）



【ふらっとステーション・ドリーム】
評判の手作りランチ 1食600円



【夢みん ゆめサロン】

- ・団体の活動の充実や地域づくりの支援を行います。
- ・深谷俣野エリアには、戸塚区で唯一この制度を受け、活動している2団体（NPO法人ふらっとステーション・ドリーム、NPO法人いこいの家 夢みん）があり、活動の継続・発展を目的に行政機関やケアプラザが、運営等について定期的な話し合いの場に参加します。

・横浜市プロボノプロジェクト「ハマボノ」（仕事で培った経験・スキルを有するボランティアが、地域の活動団体等の課題解決を支援する仕組み）等、地域づくりに関する様々な情報提供を行います。

NPO法人ふらっとステーション・ドリーム、NPO法人いこいの家 夢みんでは、「ハマボノ」を活用して、マーケティング基礎調査や課題の整理、パンフレット作成等、活動の充実を図っています。



【ヨコハマプロボノ事業】

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくのか、具体的に記載してください。

<令和1年度 総合相談件数>

電話等	807件	来所	409件	訪問	297件	合計	1513件
-----	------	----	------	----	------	----	-------

<地区別相談件数>

A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	G地区	H地区	I地区	J地区	K地区	他
237件	181件	78件	79件	204件	10件	3件	247件	375件	38件	31件	30件

<内容別相談件数> (1件の相談の中で重複内容あり)

介護保険	介護予防事業	認知症	行政サービス	インフォーマル	介護医療	施設入所入退院	権利擁護	日常生活課題	他	合計
1093	9	124	31	117	151	171	30	576	87	2389

*総合相談支援業務は、地域の高齢者の総合相談窓口として、窓口・電話・訪問等により高齢者家族・地域団体・介護保険事業者等の様々な相談者から、介護保険の相談・入所や退院後の相談・認知症や日常生活での困りごと等、支援の入り口ともいえる役割を担っています。

*相談支援に関しては、内容によっては必要に応じて、区役所や関係機関、地域団体等へ繋いでいきます。

*必要な制度施策及び地域内の専門機関（医療機関・介護サービス事業者等）による支援や、地域住民（町内会・自治会・民生委員・住民が担う地域活動団体）による支援等、社会資源について十分把握していきます。

<具体的な取り組み>

① 総合的な支援

- ・窓口や電話での相談の他、必要に応じて訪問による相談も行い、相談者への適切な対応を行います。
- ・福祉・介護・医療の専門職として、一人ひとりの強みや希望を理解し「その人らしさ」を発揮できるように本人や家族に寄り添い支援していきます。
- ・高齢者だけでなく、生活困窮、障害等、複合的な課題を抱えた世帯も増えてきているため、課題解決に向けて行政機関や専門機関との連携を深めていきます。
- ・日頃から、地域の組織・福祉保健医療団体と連携、ネットワーク構築を行い、課題や情報を共有し、早期発見・早期対応・予防的対応ができるよう取り組んでいきます。

② 相談機能の周知

- ・ケアプラザのホームページで案内する他、地域の小売店・クリニック等にケアプラザの広報紙や、包括支援センターのチラシを配架して相談機能の周知を行います。
- ・シニアクラブや地域の活動団体に出向き、自主事業や講座等を通じて身近な相談機関としての周知を図ります。

③ 潜在化しているニーズの把握

- ・日々対応する相談は、町内会・自治会別に件数や内容を集計し、町内会・自治会ごとの特性を把握します。
- ・定期的に開催されている民生委員児童委員協議会への参加で、民生委員と情報共有を行います。
- ・地域のサロンやサークル等へ積極的に出向き、地域の課題やニーズを把握します。
- ・把握した個別の課題やニーズに関して「確認表」を作成し、課題解決や次につながるまで、相談後の経過を追い切れ目のない継続した支援を行えるよう取り組みます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくのか、具体的に記載してください。

※ 地域の状況

「よこはま地域包括ケア計画」によると、横浜市の認知症高齢者数は2015年14万人・2020年17万人・2025年には20万人に達することが見込まれており、高齢者の5人に1人の割合で増加することが見込まれています。

深谷俣野地域ケアプラザエリアは、高齢化率が36.85%を占め区内で1番高い比率で、認知症高齢者も多く生活されていると推測します。

現在、生活に支障なく過ごされている方が、今後、認知症状が進行し生活に支障が出るようになって、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方や関係機関と連携して認知症を支える取り組みを行います。

<エリアの高齢者数>

ケアプラザエリア		2020年3月
深谷町・俣野町	高齢者数	6091人
(原宿4丁目の一部を含む)	認知症患者数 推計	1218人

(ケアプラザが独自で作成した地域アセスメントより)

<具体的な取り組み>

① 認知症の正しい理解の促進

- ・包括3職種が、認知症キャラバンメイトに登録しています。地域住民や小中学生、地域の商業施設や金融機関の職員に向けて、「認知症を我がこととして考える」分かりやすい認知症サポーター養成講座を実施していきます。
- ・より認知症の理解が深まるよう、相談時や地域での出張講座では、行政で発行している「オレンジガイド」や「認知症サポートミニガイド」等の説明や配布を行います。



【金融機関での認知症講座】

② 家族を支える取り組み

- ・認知症に関する相談は多く、認知症を支える家族の負担も大きいものになっています。
- ・認知症の鑑別診断、専門相談員による面談や電話相談を行う「認知症医療疾患センター」を案内し、本人や家族の不安を軽減します。
家族に寄り添った個別の相談に応じる他、介護者の負担軽減、孤立予防のために定期的に「介護者のつどい」を開催します。
- ・認知症の方が行方不明になった時、迅速に対応できますよう「戸塚みつけてネット」への登録について情報提供し登録の支援をします。
- ・高齢者が行方不明になった時、見守り側の協力機関の登録が増えることで、見守りの輪も広がることから、高齢者と関わる機会の多いエリアの事業者には「戸塚地域ネットワーク見守り事業」の情報提供や協力を呼びかけます。

③ 認知症の早期発見・対応

- ・民生委員、地域活動団体や地域の商業施設、金融機関等と連携を取りながら、地域の中で生活に支障がある認知症の方の早期発見・早期対応に努めます。
- ・軽度の物忘れ等に不安を抱いている方の相談に関しましては「横浜市もの忘れ検診」を案内して早期の受診を勧めます。
- ・「戸塚区認知症初期支援チーム」と連携し、軽度の段階から必要な治療や支援につなぎ、家族の支援に取り組みます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくのか、具体的に記載してください。

※ 地域の状況

40数年前に宅地開発や住宅開発が進められ多くの子育て世代が入居してきましたが、経年により世帯状況も変化してきました。

深谷侯野地域ケアプラザエリアの独居高齢者の世帯割合は区の中で1番高い比率で、消費者被害や成年後見人制度の利用を必要とする人が増えると考えられます。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう「自己決定支援」「成年後見人制度の利用促進」「消費者被害の防止」「認知症高齢者の虐待防止」等、高齢者の権利を守る権利擁護事業に取り組みます。

<エリアの高齢者独居世帯数>

ケアプラザエリア		2020年3月
深谷町・俣野町 (原宿4丁目の一部を含む)	高齢者独居世帯数 高齢者独居世帯割合	1597人 14.96%

(ケアプラザ独自で作成した地域アセスメントより)

<具体的な取り組み>

① 自己決定支援

- ・今後の生き方や生活について、自身の想いや意思を気軽に見つめることができるよう地域の出張講座を実施し「もしバナゲーム」を活用して自己決定支援を行います。
さらに、自身の意思を確認し、家族にもその意思を伝えることができるように「エンディングノート（戸塚版）」を配布し利用を推進します。



【介護者のつどい】

② 認知症高齢者の虐待防止

- ・住民や民生委員等の地域の見守り活動、高齢者虐待を発見しやすい介護保険事業者や医療機関、行政との連携により早期発見と迅速で適切な対応、及び、虐待防止を目指します。
- ・介護者自身の心身の負担が軽減できますよう、必要なサービスを利用するための支援や「介護者のつどい」「認知症カフェ」等、専門職や地域活動の場へ繋がります。
- ・適切な虐待防止対応ができるよう「虐待防止研修」を受け、虐待に関する意識や支援技術の向上に努めます。

③ 成年後見人制度やあんしんセンターの活用促進

- ・総合相談や介護保険事業者等から、金銭管理や契約、生活に支障があるとの相談を受けた場合、成年後見人制度やあんしんセンターに関する情報提供を行います。
- ・認知症での判断能力の低下や、独居・家族の中で適切な意思決定ができない場合、行政とも連携し法的に権限を与えられた後見人等の制度の活用につなげていきます。
- ・区や関係機関で構成する成年後見サポートネットに参加し、事例検討や情報交換を行い、成年後見人制度等の普及啓発に取り組みます。

④ 消費者被害の防止・啓発

- ・高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺等の消費者被害を未然に防ぐため、シニアクラブの定例会等に参加し、啓発チラシの配布や説明を行います。
- ・総合相談で把握した高齢者世帯や独居高齢者の中で、介護保険や地域の支援につながっていない高齢者には、定期的な連絡で消費者被害の予防を促します。
- ・民生委員やケアマネジャー、介護保険事業者にも同様に地域の消費者被害の状況を伝え、消費者被害防止の啓発や早期発見の担い手を増やしていきます。
- ・ケアプラザのホームページや掲示板へ、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」や警察署から配布される詐欺被害に関する啓発チラシを掲示して、消費者被害の防止や啓発に努めます。
- ・消費者被害の相談があった場合「横浜市消費生活総合センター」と連携し、消費生活相談や消費被害者救済につなげます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくのか、具体的に記載してください。

※包括的継続的ケアマネジメントとは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者の状況に応じて、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的に）支えることを言います。

<エリアの介護サービス事業者>

サービス区分	箇所	サービス区分	箇所
老人保健施設	1	有料老人ホーム	2
グループホーム	2	小規模多機能	2
居宅介護支援（ケアマネジャー）	4	訪問介護	3
訪問看護	1	訪問リハビリ	1
通所介護	1	通所リハビリ	1
他居宅介護支援（予防委託先）	3 2		

<連携する医療機関等>

個人のかかりつけ医（クリニック等）	一般病院
大規模病院	中核病院
神奈川県精神保健医療センター	横浜市認知症疾患医療センター
横浜市総合リハビリテーションセンター	認知症初期支援チーム
戸塚区在宅医療相談室	深谷俣野ケアプラザ協力医

<エリアのケアマネジャー人数>

A事業所	B事業所	C事業所	D事業所
3人	8人	1人	3人

※介護認定を受けた方の個別支援を行うにあたり、介護保険サービスだけでは網羅できない所があるため、医療や地域の社会資源（多職種や人材）を活用した一つのチームとして支援していくことが重要です。

※ケアプランの作成者としてその支援チームの核となるケアマネジャーの実践力向上や、多職種連携を構築する環境整備が必要となります。

<具体的な取り組み>

① 関係者とのネットワークの構築

- ・ケアマネジャーと関係機関とのネットワークが構築でき、必要な情報や課題の共有ができるよう、介護・医療従事者を交えた事例検討会や意見交換を行う場として「多職種連絡会」を開催します。
- ・民生委員との連携を構築し、担当者の情報交換や支援方法を共有するために、「民生委員とケアマネジャーの連絡会」を開催します。



【ケアマネ連絡会】

② ケアマネジャーが抱える課題やニーズの把握

- ・ケアマネジャーから受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数を把握して、制度や地域活動情報の提供、講座の開催につなげます。

③ ケアマネジャーの実践力向上の支援

- ・ケアマネジャーが抱える課題や支援ニーズの把握を行い、課題や困難（精神疾患への対応や医療との関わり等）対応に関しては、定期的を開催する「ケアマネジャー連絡会」で、実践力向上を目的とした事例検討会や研修会を開催します。
- ・支援困難ケースに関しては、チーム会議や地域ケア会議への事例提案を促す他、個別訪問に同行し課題解決に向けて、一緒に解決の糸口を共に考えるケアマネジメント支援を行います。

※ 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしく最期まで在宅生活を続けることができるためには、医療と介護が連携して支援していくことが大切です。

医療機関から退院する際には、医療機関の地域連携室の看護師や相談員と連携を取りながら、退院後の受け入れ態勢を整えます。

退院後は、かかりつけ医や在宅医療の拠点となる戸塚区在宅医療相談室とケアマネジャーや介護保険事業所等が連携し、高齢者の在宅生活を支えていきます。

<具体的な取り組み>

① 医療に関するケアマネジメントの向上

- ・ケアマネジャーに、医師や訪問看護師・リハビリ専門職・病院相談員等が参加する在宅医療相談室の研修会や事例検討会への参加を促し、医療知識取得やそれに伴うケアマネジメントの向上、ケアマネジャーと医療関係者の連携構築を推進します。
- ・ケアプラザが主催するケアマネ連絡会でも、「訪問診療医」「訪問歯科医」「訪問薬剤師」「訪問看護師」「理学療法士」「作業療法士」等を招いて医療講座を開催し、ケアマネジャーと医療専門職との連携の構築を推進します。

② 医療と介護の相互協力体制の構築

- ・区内 11 包括主任ケアマネジャー連絡会主催で「医療連携支援」として、ケアマネジャーと医療職との情報交換会や連携方法等の検討会を行い地域医療と介護に関する協力体制を築いていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくのか、具体的に記載してください。

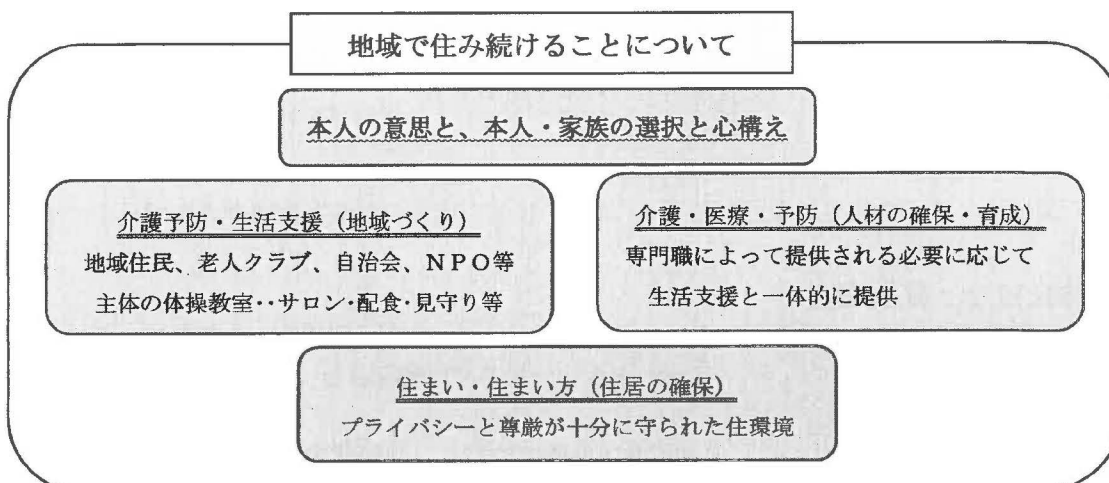
<2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム>

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても生活でき高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる。

（よこはま地域包括ケア計画 第7期横浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 参照）

※地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように介護保険制度による公的サービスだけではなく、多様な地域資源を利用して高齢者の

生活を包括的継続的（生活全体を丸ごとどのような状態になっても切れ目なく）に支えていく仕組みです。



※深谷俣野地域ケアプラザエリアでは、以前より住民主体による充実した見守りや生活支援、介護予防活動等の地域活動が積極的に行われており、ケアプラザとしては、現状を維持するためにも、活動団体と情報や課題を共有し必要な後方支援を行います

※ 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築の1つのツール（手段）として活用されます。

地域ケア会議には、「個別課題解決機能」「地域課題発見機能」「ネットワーク構築機能」「地域づくり資源開発機能」「政策形成機能」の5つの機能があります。

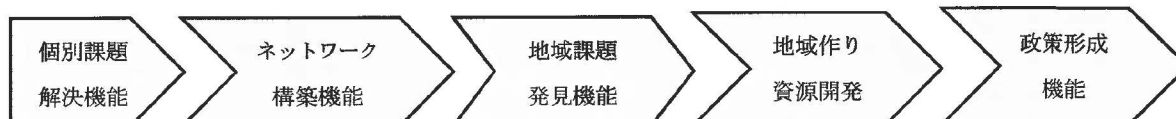
個別支援の充実のための「個別レベル会議」、地域支援充実のために「日常生活圏域（包括）レベル会議」、区の施策に反映するために「区レベル会議」、市の施策に反映するために「市レベル会議」が開催されます。

地域包括支援センターでは「個別レベル会議」で得た個人の課題蓄積により、明らかになった地域課題や支援方法を「日常生活圏域（包括）レベル」の地域ケア会議で共有し、さらに、地域全体の課題解決につなげていきます。

エリア全体では、認知症を理解し地域で支えることや、山坂のある地域状況から、買い物や通院等の外出支援、社会参加や介護予防に関する課題が見受けられます。

また、積極的にボランティアや地域活動に参加されている方がいる一方、日常生活が問題なく営めているため、介護や認知症、その他の地域課題を我がこととして実感されていない方も多くいる実情です。

【 地域ケア会議の5つの機能 】



<具体的な取り組み>

① 個別課題の解決

- ・個別ケースについて、地域の支援者を含めた多職種が、個人課題解決のために多角的な視点から検討を行います。

- ・個別課題の検討を通じて、地域包括支援センター職員やケアマネジャーの課題解決力向上につなげます。

② 地域包括ネットワークの構築

- ・個別課題を解決するために必要な関係機関等が役割分担し、同じ目標に向かって取り組み、成功体験を共有することで、地域の支援者同士の連携を深めます。

③ 地域課題の発見

- ・総合相談や訪問、自主事業、ふう～まネットワーク情報共有シート、ケアマネジメント等で得た同じ課題やニーズを抱えた住民を見出し、地域の状況を勘案しながら地域課題を明らかにしていきます。

④ 地域づくり・資源開発

- ・地域課題の検討を通じて課題だけでなく地域資源（人材、物資、環境等）を把握し、地域で必要とされているが充足していないインフォーマルサービスや地域資源を、地域と共に作っていきます。

⑤ 政策形成機能

- ・「日常生活圏域（包括）レベル」の地域ケア会議で検討し、課題解決に向けて地域や多職種と共に取り組んでも解決が難しい場合は、広域レベルでの検討事項として行政に提案します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

※ 介護予防の目的

- *高齢者が介護状態になることをできるだけ防ぐ。（遅らせる）
- *要支援状態になってもその悪化をできる限り防ぐために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができることです。

総合相談票から読み取れる要支援認定を受けている人の介護申請の理由として、腰痛や膝痛等の関節疾患や転倒等が挙げられます。

<令和1年度 介護予防プラン・介護予防マネジメント作成件数>

介護予防マネジメントプラン(介護給付のみ・介護給付+総合事業・

介護給付+総合事業+生活支援事業)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	90	95	97	90	94	93	95	92	101	97	103	105	1152

介護予防マネジメントプラン（総合事業のみ・総合事業+生活支援事業）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	95	97	97	93	93	94	89	90	87	84	81	81	1081

介護予防マネジメントプラン（生活支援事業利用者のみ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	0	0	1	1	4	0	1	0	0	5	0	1	13

介護予防・生活支援サービス事業利用者

サロンで介護予防に資するプログラムに参加する他、できることを手伝い、ボランティアとして参加している人もいます。



<具体的な取り組み>

① 居宅支援事業所委託の関与・支援

- ・毎月200ケース近くのケアプランに対し、包括支援センターの職員だけではケアマネジメントが難しい状況で、自立に向けた効果的なケアマネジメントの人員確保として、指定居宅支援事業所に委託していきます。
- ・業務委託として指定居宅介護事業所の選定方法は、行政が開示している事業者一覧表等を提示して利用者の選択肢を広げ、利用者の希望や意見を尊重しつつ公正中立を確保します。
また、特定の事業所に偏らないよう「ケアマネジメント依頼確認表」で管理します。
- ・適切なアセスメント及び自立支援に資するケアプランを作成するため、ケアマネジャー対象に「介護予防・介護予防ケアマネジメント」研修会を定期的に行います。
ケアプランの中にインフォーマルサービスを組み入れ、地域の特性を生かしたケアプランが作成できるよう支援していきます。

② 関連機関との連携

- ・生活支援コーディネーターと連携し地域情報を共有しながら、ケアマネジャーに向けて、幅広い選択肢の中から、利用者の自立に向けたサービスの選択ができるよう、インフォーマル情報を提供します。
- ・介護予防・生活支援サービス活動団体（サービスB活動団体）と連携し、自立に資するプログラム内容の相談や提案、協働での周知活動に努めます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくのか具体的に記載してください。

※ 介護予防事業の展開

虚弱な人も含め、すべての高齢者が自分の身近な場所で仲間と共に健康づくり介護予防に取り組み、地域の中で生きがいを持ち、介護予防活動やその他の地域活動に参加することで、地域全体の介護予防に関する意識が向上します。

エリアでは、今年度「元気づくりステーション」が1カ所開設になり、その他、自治会集会所等シニアクラブのメンバーや有志による体操グループ、詩吟教室等のグループ活動が行われています。

現在、参加できていない人を含め、誰でも参加できる介護予防を地域の方と共に推進していきます。

<具体的な取り組み>

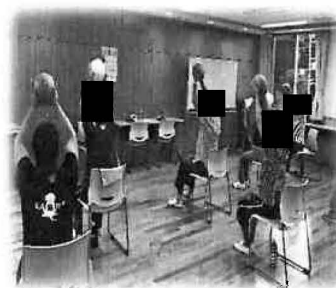
① 介護予防の普及啓発事業

- ・コロナ禍で人の集まりに制限がある中、感染予防対策を取り安全に少人数でも取り組める方法やパンフレット等を作成して、「ロコモ・フレイル」「口腔機能向上」「栄養改善」「認知症予防」等、介

護予防についての啓発を推進していきます。

② 元気づくりステーションの推進

- ・介護予防・元気づくりを目的としたグループである「元気づくりステーション」が、歩いて行ける身近な場所で継続的に住民主体によって行われるように、立ち上げや活動内容、運営について支援を行います。



【元気づくりステーション】

③ リハビリ専門職の参加による自立支援プログラムの提供

- ・コロナ禍で室内での活動が制限される中、公園等の屋外でリハビリテーション専門職が地域住民や介護予防活動グループに対し「自立に向けた（体操等）プログラム」の提供を行い、健康に取り組むための働きかけを行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくのかを記載してください。

※ 多職種との連携

地域包括支援センターでは「社会福祉士」「看護師」「主任ケアマネジャー」の各職種が福祉・医療・介護等の専門知識や技能を活かし、地域包括システム構築ための取り組みを推進していきます。また、「地域活動コーディネーター」や「生活支援コーディネーター」も含めて、子ども・障害・地域等の各分野を5職種で一体的に地域の包括的（丸ごと）な支援ネットワークの構築を行います。

<具体的な取り組み>

① 地域の保健・福祉・医療サービスとの連携

- ・医療職や介護職が集う「多職種連絡会」を定期的に開催し、スキルの向上を目指して研修会や事例検討会を行い関係性の構築を図ります。
- ・地域ケア会議で個別ケースについて課題を検討し、個人を支える専門職同士が連携して共に地域を支援していきます。
- ・高齢や認知症、障害、生活困窮等複合的な課題を抱える世帯の支援に向けて、障害関係や社会福祉協議会等の高齢者以外の専門職との連携を強化していきます。
- ・地域の医療機関と連携し地域向けの医療講座（健康寿命や人生会議）を企画開催して、医療機関と地域をつなげます。



【訪問看護師や病院の相談員を講師として招いての研修会】

② ボランティア活動やインフォーマルサービス等社会資源との連携

- ・2018年に「ふう〜まあ ネットワーク情報共有シート」を作成した際に収集した地域情報や繋がりを下に、今後も地域に出かけて情報発信や相談会等の出前講座を行います。
- ・地域に根付いたボランティア活動やインフォーマル活動団体が持つ力・課題を共有し、必要に応じて話し合いや研修等の場を設定し連携を深めます。
- ・エリア内にある「見守り体制の協力事業者」24団体に出向き、地域の情報を発信し見守りへの取り組み状況を共有して見守り体制の仕組み作りを構築します。

③ ネットワーク構築の有機的な連携

- ・専門職やインフォーマルな社会資源それぞれが持つスキルを共有し、また、それぞれの立場から課題についての本質を理解して、地域ケア会議や協議体等で課題解決に至る方法を多角的に考えていきます。
- ・それぞれができる方法を組み合わせ、課題に向けて包括的取り組み「地域丸ごと共生社会」を目指して連携し、様々な支援体制の組み合わせの構築を目指します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<平成29年度～令和1年度 介護プラン・介護予防プラン作成件数推移>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	103	110	112	116	116	120	120	122	125	123	127	132	1426
H30	83	91	93	99	100	99	99	98	98	104	104	104	1172
H29	—	—	—	61	62	67	73	81	84	83	79	78	668

公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、また、必要なサービスが適切に利用できるようなケアプランの作成に努めます。

<具体的な取り組み>

① 公の施設の事業所として

- ・土曜日、日曜日、祝祭日もケアマネジャーを配置し、安心して相談できる体制を継続していきます。
- ・信頼して頂ける事業所となるために、毎年利用者アンケートを実施し、利用者（家族）のご意見やニーズに寄り添います。
- ・ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業所に偏らないよう、利用者による事業所の選択を尊重し、公正中立な立場でケアプランの作成に努めていきます。
- ・利用者、家族からの相談や緊急対応について、担当者が不在の場合でも、その時に対応した職員が適切に対応します。
- ・事業所内でケースの状況を共有する会議を毎週実施するとともに、24時間連絡相談ができる体制を整えます。
- ・ケアマネジメント技術の向上を図るため、年間の研修計画、他法人との研修会、毎週実施する居宅会議を実施し、個人情報保護に関する研修をおこない、個人情報漏洩防止に努めます。

② 指定介護予防支援事業者との連携

- ・地域包括支援センターが同一建物である利点を活かし、地域包括支援センターからの依頼に対して迅速な対応に努めるとともに、社内メールを活用し継続的に情報共有していきます。
- ・地域包括支援センターから依頼のある支援困難ケースについては、特定事業所として地域包括支援センターと連携しながら適切に対応します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

年度毎に、事業計画と補正予算案、当初予算案を立案し、収益の確保、職員の雇用安定確保、経営基盤の強化、業務効率化による経費削減と業務体制の整備を行い、引き続き経営の安定を図ります。また、毎年度の決算では会計事務所に収支状況を精査してもらい、限られた予算で次年度の運営を行っていきます。平成29年7月開設した事もあり、備品について現状維持できるように大切に使用し、高額備品（コンピューター、サーバ）については計画的に買い替えを行い、安定したサービスが提供できるよう体制を整えていきます。

利用者サービス向上のために年1回の利用者アンケートと意見箱を設置し、環境整備や備品購入等ご利用者の意見を反映し、サービスの向上に努めていきます。物を大切に使用し備品類を長期使用できるよう努めるとともに、修繕や修理等の支出については、利用者に迷惑がかからないよう区と協議の上、優先順位を考え迅速に対応していきます。

施設の特性としては、平成29年7月に開設した事もあり、故障、修繕等があまり発生しないことが予測されますが、事案が発生した場合には、速やかに区に相談し長寿命化対策工事の対象工事として頂けるよう建物・設備の定期保守点検及び施設管理者点検、建築基準法12条に基づく点検等を通じて修繕箇所の早期発見に努め、計画的に対応していきます。

指定管理料で不足する場合は、利用料金（介護保険事業収入）を充当し、施設全体での収支が黒字になるような運営を行っていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

節電・節水、備品類の長期使用、相見積りによる低価格の備品・消耗品等の購入、高額な契約等に関する入札の実施、残業を減らすことによる人件費の節約、電動自転車の使用頻度を高めることによるガソリン代や交通費の節約、紙のプリントアウト量の少量化、印刷用紙の裏面使用、関係者・関係団体の協力による低予算での自主事業費の実施、職員による敷地内除草作業の実施、参加費無料の外部研修への積極的な参加などの他に、法人のスケールメリットを活かし、自動車の任意保険、パソコン等のネットワーク機器の保守契約を法人単位で結び、料金を下げるなど指定管理料の運営費を低額に抑えるよう取り組みます。

また、同一法人の他施設事務職員にケアプラザの煩雑な経理・労務業務を担当してもらうことにより、人件費の抑制に努めます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

今まで原宿地域ケアプラザのエリアとなっていましたが、平成29年7月から新規開設し、新たに深谷俣野地域ケアプラザとして地域の特色に合わせて適切な事業や運営を行うにあたり、「戸塚区運営方針」「とつかハートプラン」「横浜市型地域包括システムの構築に向けた戸塚区行動指針」「よこはま地

域包括ケア計画」等を念頭に計画実施をしてきました。

また、運営協議会、大正地区連合町内会自治会、大正東西地区民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会を中心に地域の関係団体や区役所、区社協等と連携を密にとり、地域の皆様との信頼関係やネットワークをつくり「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、共に支え合あい、助け合う仕組み作りを進める」と言う目指すべき姿、地域福祉の向上のために業務に取り組んできました。

※地域活動交流事業

地域活動交流事業では、子育てサロンを立ち上げ、地域の子育て支援のネットワーク子育て連絡会で関係機関との連携を深めました。ふかやまたのカフェを運営し、身近に気軽に立ち寄ることが出来る地域の居場所作りを設置し、多くの方の交流の場としてご利用頂きました。カフェでは、参加者からカフェやレクリエーションのボランティアが生まれ、うたのひろばや、子育てサロンほかへの活動に繋がりました。障害分野では障害学習会、大正プロジェクトを定期的に開催し障害普及啓発や、当事者や家族の支援を行いました。貸館事業については日ごろから利用しやすい環境を整え、徐々に団体登録数も増えています。

※生活支援体制整備事業

担当エリアの地域特性の把握や地域関係者との関係作りを行い、生活支援体制整備事業の大きな柱でもある「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」の取り組みを地域の方々と進めてきました。その取り組みの中で、エリア内に区内で唯一の介護予防・生活支援補助事業（サービスB）の活動団体に、活動の充実のための後方支援を行いました。

主な取組として、制度等の情報提供、サービスBの周知活動、他区のサービスB活動団体間の情報交換会の開催、集いの場の充実のための講座の開催、団体・区・区社協・ケアプラザとの情報交換会を実施してきました。高齢化率が高く、地域での居場所や見守りが必要とされている中で、柔軟な活動を続けている活動団体と行政、ケアプラザと課題共有や活動の充実に向けての話し合いを行うことで、それぞれの立場で何ができるか更に連携が深まる場になっています。

※ 地域包括支援センター

高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、高齢者が地域で自分らしく生活できる様、地域の実情に応じて「住まい・介護予防・生活支援・医療・介護」が切れ目なく提供される地域づくりを担っています。在宅医療・介護連携や認知症に対する取り組みや高齢者の権利擁護等、専門性の高い取り組みを行うため、専門職や関係機関、地域とのネットワーク構築に務めました。

地域ケア会議では、専門職や地域の関係機関の他、「認知症早期発見者」として金融機関や小売店が参加し、それぞれの役割を確認し地域の見守りネットワークの一翼として担っていただいています。

地域の複数の医療機関と共に、地域に向けて「健康寿命の延伸」「人生会議」「介護予防」等の講座を協働して行い、もしも手帳やエンディングノートの普及啓発に努めました。

※居宅介護支援事業

平成30年度より特定事業所として、地域包括支援センターからの支援困難なケースの受け入れや24時間連絡相談が取れる体制を確立し、在宅生活を支える上で困難な場面が様々ありましたが、家族や地域の方々、介護・医療・福祉の各関係機関とチームとして連携・協力し、支えあい、利用者がその人らしく、自立した生活を送ることができるようケアプランを立案し支援することができました。

ケアプラザエリアの「自治会・町内会」「地域活動団体」
「介護保険事業所」の情報共有シート

ふうまあ ネットワーク

情報共有シート

ふうまあ ネットワーク 情報共有シート

公開の有無 (公開) 非公開

団体名 (事業所名)

所在地

代表者

事業内容

介護保険事業所

介護保険事業所の種類

介護保険事業所の名称

介護保険事業所の所在地

介護保険事業所の代表者

介護保険事業所の事業内容

介護保険事業所の介護保険事業所の種類

介護保険事業所の介護保険事業所の名称

介護保険事業所の介護保険事業所の所在地

介護保険事業所の介護保険事業所の代表者

介護保険事業所の介護保険事業所の事業内容

ふうまあ ネットワーク 情報共有シート

公開の有無 (公開) 非公開

団体名

所在地

代表者

事業内容

介護保険事業所

介護保険事業所の種類

介護保険事業所の名称

介護保険事業所の所在地

介護保険事業所の代表者

介護保険事業所の事業内容

介護保険事業所の介護保険事業所の種類

介護保険事業所の介護保険事業所の名称

介護保険事業所の介護保険事業所の所在地

介護保険事業所の介護保険事業所の代表者

介護保険事業所の介護保険事業所の事業内容

ふうまあ ネットワーク 情報共有シート

公開の有無 (公開) 非公開

団体名

所在地

代表者

事業内容

介護保険事業所

介護保険事業所の種類

介護保険事業所の名称

介護保険事業所の所在地

介護保険事業所の代表者

介護保険事業所の事業内容

介護保険事業所の介護保険事業所の種類

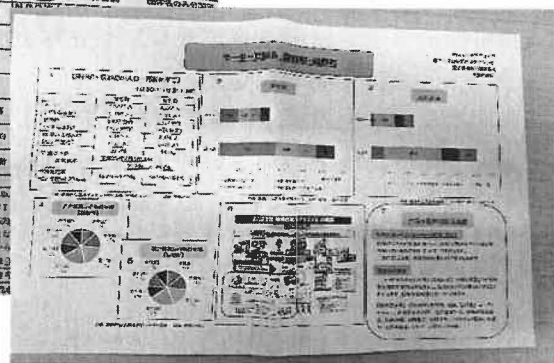
介護保険事業所の介護保険事業所の名称

介護保険事業所の介護保険事業所の所在地

介護保険事業所の介護保険事業所の代表者

介護保険事業所の介護保険事業所の事業内容

地域アセスメントシート



地域ケア会議

	やっていること	困っていること	できそうなこと
地域	本人の話を聴く機会づくり ・本人の話を聴く機会づくり ・本人の話を聴く機会づくり	本人の話を聴く機会づくり ・本人の話を聴く機会づくり ・本人の話を聴く機会づくり	本人の話を聴く機会づくり ・本人の話を聴く機会づくり ・本人の話を聴く機会づくり
事業所	デイサービス 通所 (通所型) ・毎日朝から夕方まで ・毎日朝から夕方まで ・毎日朝から夕方まで	地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会
サクレ	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会
金融機関	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会
家族	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会	・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会 ・地域の人と交流する機会

ハートプラン地区別計画
活動・取り組みの分析



金融機関での介護相談会



病院医師による医療講座
～健康寿命と家族会議～



(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

●常勤職員の配置状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	3 か年合計
①全体統括 (所長)	配置必要人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	配置必要日数	259 日	347 日	348 日	954 日
	実配置人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	実配置日数	259 日	347 日	348 日	954 日
②地域活動 交流事業	配置必要人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	配置必要日数	259 日	347 日	348 日	954 日
	実配置人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	実配置日数	259 日	347 日	348 日	954 日
③生活支援体制 整備事業	配置必要人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	配置必要日数	259 日	347 日	348 日	954 日
	実配置人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	実配置日数	170 日	347 日	348 日	865 日
④地域包括支援 センター事業	配置必要人数	3 人	3 人	4 人	3 人
	配置必要日数	777 日	1,041 日	1,392 日	3,210 日
	実配置人数	3 人	3 人	3 人	3 人
	実配置日数	777 日	1,041 日	985 日	2,803 日

※ 平成 29 年度は、7 月 1 日開所の為、配置必要日数が 259 日となる。

※ 令和元年度より、地域包括支援センター事業配置必要人数が、4 名に変更される。

配置必要日数 6,072 日 実配置日数 5,576 日 充足率 91.8%

平成 29 年 7 月に開所してから、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター社会福祉士・看護師の人事異動、離職がありましたが、同法人施設からの人事異動をした事で業務に支障きたさないように努めました。令和元年度より地域包括支援センターの配置人数が高齢者人口（6,000 人以上で 1 名増員）をもとに 1 名増員配置となりましたが、毎年の高齢者人口で配置人数が変更となるため、減員されることを踏まえて 3 職種 3 名の配置で行っています。

居宅介護支援事業所においては、同法人内での人事異動がありましたが、常勤 3 名（うち 1 名は主任ケアマネジャー）を維持し、平成 30 年度より特定事業所加算Ⅲを取得し、24 時間連絡相談できる体制を整えています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市深谷俣野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象入件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象入件費)	8,042,335
賃金水準スライド 対象外入件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外入件費)	4,620,790
事業費 (税込)	自主事業等については地域や関係団体の協力を仰ぎ、謝礼やかかる経費の削減を図りながら、ニーズに対応した事業を行うためにかかる費用を算出しました	316,426
事務費 (税込)	購入物品の精査をはかること等で経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました	2,679,480
管理費 (税込)	・光熱水費 節電・節水を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 施設管理業者の選定見直しや要不要の精査を行うことで経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました	3,467,969
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
施設使用料相当額		0
合 計		19,601,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用

職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2		
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)		
事業費 (税込)	自主事業等については地域や関係団体の協力を仰ぎ、謝礼やかかる経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました	50,000
事務費 (税込)	購入物品の精査をはかること等で経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました	80,000
利用料金の活用	勤続年数が長く、人件費が年々増えるため、指定管理料で賄えない額に関して介護保険収入を充当します	△30,972
合 計		5,802,000

※ 2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）	16,231,727
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	10,855,480
事業費 (税込)	自主事業等については地域や関係団体の協力を仰ぎ、謝礼やかかる経費の削減を図りながら、ニーズに対応した事業を行うためにかかる費用を算出しました	248,677
事務費 (税込)	購入物品の精査をはかること等で経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました	1,663,520

管理費（税込）	・光熱水費 節電・節水を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました ・施設維持管理費（各種保守点検費） 施設管理業者の選定見直しや要不要の精査を行うことで経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました	901,596
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	3 職種、所長ともに勤続年数が長く、人件費が年々増えるため、指定管理料で賄えない額に関して介護保険収入を充当します	△100,000
合 計		30,557,000

※ 3 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	令和 3 年度介護予防普及強化業務委託事業計画を元に算定しました	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	19,601,000	19,601,000	19,601,000	19,601,000	19,601,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営(c)	30,557,000	30,557,000	30,557,000	30,557,000	30,557,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	56,114,000	56,114,000	56,114,000	56,114,000	56,114,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	12,856,800	12,856,800	12,856,800	12,856,800	12,856,800
		居宅介護支援 事業	20,550,168	20,550,168	20,550,168	20,550,168	20,550,168
	その他収入		232,000	232,000	232,000	232,000	232,000
収入合計（A）			89,752,968	89,752,968	89,752,968	89,752,968	89,752,968
内 訳	人件費	63,120,255	63,666,541	64,066,293	64,664,969	65,205,986	
	事業費	1,029,235	1,029,235	1,029,235	1,029,235	1,029,235	
	事務費	18,995,978	18,127,358	18,127,358	18,127,358	18,127,358	
	管理費	5,269,565	5,269,565	5,269,565	5,269,565	5,269,565	
	消費税等	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	その他	0	0	0	0	0	
支出合計（B）			88,445,033	88,122,699	88,522,451	89,121,127	89,662,143
収支（A－B）			1,307,935	1,630,269	1,230,517	631,841	90,824

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

1 基礎単価

【単位：円】

	地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ 運営事業	生活支援 体制整備事業	地域包括支援 センター運営事業
正規雇用職員等				
臨時雇用職員等				

※1人1年あたり

2 雇用形態別の配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ運営事業

ア 地域ケアプラザ所長（人工は3/16）

【単位：人】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
正規雇用職員等	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875

イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1
臨時雇用職員等	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3

(2) 生活支援体制整備事業

【単位：人】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1

(3) 地域包括支援センター運営事業

ア 地域ケアプラザ所長（人工は9/16）

【単位：人】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
正規雇用職員等	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625

イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
正規雇用職員等	3	3	3	3	3
臨時雇用職員等	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

第2期指定管理期間の職員配置人数を満たす配置となります。地域ケアプラザ所長（常勤専従1人）、地域活動交流コーディネーター（常勤専従1人）、生活支援コーディネーター（常勤専従1人）、サブコーディネーター（非常勤職員7人）保健師その他これに準ずる看護師（常勤専従1人）、社会福祉士（常勤専従1人）主任介護支援専門員（常勤専従2人）、事務職員を配置します。

団体の概要

(令和3年2月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん せいぼかい) 社会福祉法人 聖母会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合2-5-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和27年5月			
沿革	明治30年頃熊本市本妙寺境内に集まったハンセン病患者に、フランス人宣教師ジャン・マリー・コール師は救助の手を差し伸べ、マリアの宣教者フランシスコ修道会に援助を求めた。この要請に応え、救ハンセン病事業が始まり聖母会の発祥となった。その後、行路病死者の遺児や身寄りのない老人の世話をするため、各地に老人施設、養護施設、病院、保育所が設立された。			
事業内容等	・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・児童養護施設 ・生活困窮者のための無料または低額な料金で診療を行う事業 ・横浜市高齢者住宅生活援助員派遣事業 ・貸診療所 ・老人デイサービスセンター ・老人介護支援センター ・訪問看護ステーション ・居宅介護支援事業 ・地域包括支援センター ・保育所 ・駐車場業 ・助産施設 ・貸農地 ・児童家庭支援センター ・老人短期入所事業 ・老人居宅介護等事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 等			
財務状況	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	総収入	7,954,219,290	7,886,458,534	8,090,519,890
	総支出	7,949,633,195	8,093,485,431	8,302,902,688
	当期収支差額	4,586,095	-207,026,897	-212,382,798
	次期繰越増減差額	9,543,324,442	8,973,526,829	8,902,785,275
連絡担当者	【所 属】社会福祉法人聖母会本部事務局 【電 話】03-3954-5061 【E-mail】 【氏 名】 【FAX】03-5996-6810			
特記事項				